

ビラ配布等に対する言論弾圧に断固抗議し、無罪判決のために奮闘する決議

2005年9月10日、世田谷警察は厚労省職員を住居侵入罪で逮捕、同29日、東京地検は、政党機関紙を配布したとして国家公務員法(政治的行為の禁止)違反で起訴した。この逮捕・起訴は、表現の自由・政治活動の自由に対する重大な侵害であり、民主主義の基盤を掘り崩すものとして厳重に抗議する。

立川自衛隊官舎ビラ入れ事件、国公堀越事件、葛飾マンションビラ配布事件など一昨年来、政治的見解を伝えるビラや議会報告などをマンションや集合住宅で配布するという表現活動、政治活動に対して、国家公務員法違反や住居侵入罪などとして逮捕・起訴する事件が相次いでいる。

そもそも、自ら信じ、自ら思うところを広く人々に伝えること、そして、そうした情報を誰でも知ることのできることは、民主主義の基本である。とりわけ、一人ひとりの国民に対して情報を伝達するために、戸別にビラなどを配布する活動は、マスコミなどの手段をもたない市民がとりうる最も重要な表現活動の一つである。日本国憲法は、これを「侵すことのできない永久の権利」(憲法第11条、同19条、同21条)として保障し、国連の世界人権宣言(第19条など)も人間社会の公理として明記している。国家公務員であるがゆえに、この基本的人権を奪われる理由はどこにもない。国家公務員の政治活動を犯罪として直接に弾圧することを可能にする国家公務員法の規定は、そもそも憲法違反であり、これを根拠に起訴すること自体が許されない。

近年、この種の事案が起訴されることはなかった。にもかかわらず、短期間のうちに、しかも連続して起訴されていることを軽視するわけにはいかない。一連の弾圧事件は、市民にとって最も重要な表現活動・政治活動の抑圧を狙ったものであり、民主主義そのものを危機に陥れるばかりでなく、イラク・アフガニスタンに自衛隊を現に派遣し、憲法9条の改悪、「戦争する国」に道を開こうとする動きと軌を一にしている。改憲に反対する運動を弾圧し、戦争に反対し、戦争への国民動員に反対する活動を抑圧する方向が示されているといわざるをえない。

われわれは、言論・表現・政治活動の自由を守り、民主主義と憲法を擁護し平和への道をより強固なものとするためにも、これら言論弾圧事件の不当性を明らかにし、無罪判決を勝ち取り、勝利するためにたたかう決意である。

2005年10月24日
自由法曹団2005年総会